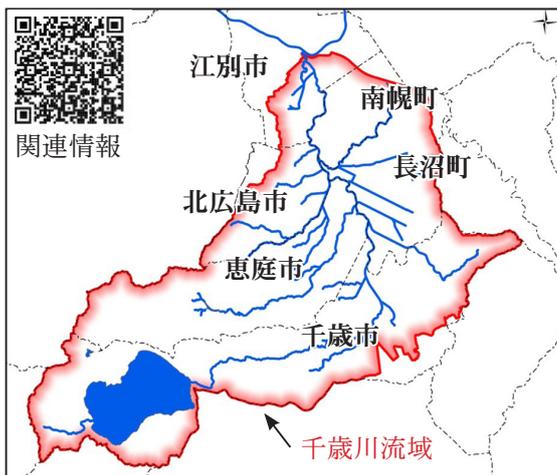


千歳川流域4市2町・北海道・国が連携して 千歳川等の特定都市河川指定に向け検討を進めています。

千歳川流域は広大な低平地が広がっているため、洪水時に石狩川の高い水位の影響を約40kmにわたり長時間受けるという他地域にはない治水上の課題を有しています。また、今後の気候変動の影響を踏まえると水害の更なる頻発化・激甚化が懸念されています。

このため、水害に強い地域づくりに向け、流域治水を本格的に実践するための法的枠組みである特定都市河川の指定に向けた検討を進めています。

特定都市河川の指定により、河川整備の加速化に加え、流域における雨水流出抑制対策等を推進し、早期に千歳川流域における水害への安全性の向上を図ることが可能となります。



特定指定都市河川指定による水害への安全性の向上

河川整備の加速化（実施を想定している主な施策）

堤防整備・河道掘削等の加速化

- ◆千歳川本支川の堤防決壊等による壊滅的な被害の軽減を図ります。
- ◆流域の各地で頻発する内水氾濫に対して、機動性のある排水ポンプ車等により、円滑かつ迅速に内水排除を行うため、必要な進入路、作業ヤードを確保するとともに釜場を整備します。また、堤防整備の完成に合わせて排水機場の排水規制の緩和等により内水被害の軽減を図ります。



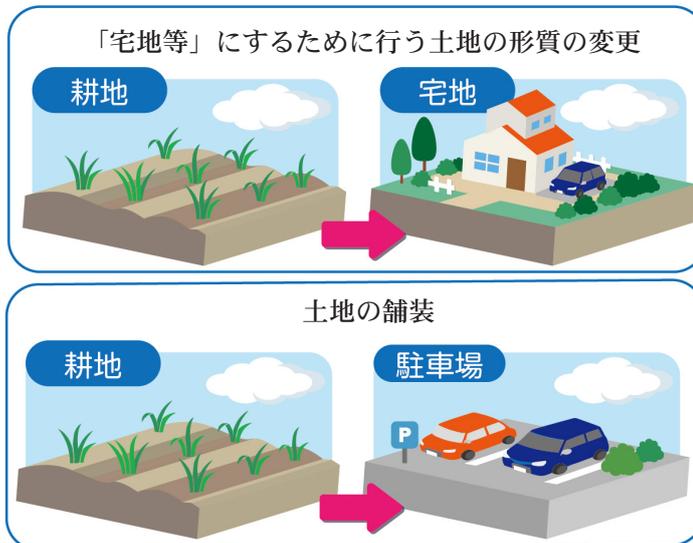
流域における雨水流出抑制対策

雨水浸透阻害行為の許可制度

開発行為などを否定するのではなく、浸水リスクを増やさない対策を求めるものです。

- ◆特定都市河川流域内の図のような行為面積が1,000㎡以上の場合、北海道知事の許可が必要となります。（既に宅地等の場合は規制対象とならない）
- ◆許可に当たっては、**雨水貯留浸透施設の設置が必要**となります。

右図は雨水浸透阻害行為の具体例



※特定都市河川指定に関する情報は、札幌開発建設部 HP 第4回石狩川（下流）水系外流域治水協議会資料4をご覧ください。

- ◆問合せ ①都市整備課土木グループ（☎398～7214）
- ②千歳川流域治水相談窓口（江別河川事務所）（☎011～382～2358）